

平成 2 8 年度第 2 回 [第五期目第 2 回]
松島町入札監視委員会

平成 2 9 年 1 月 2 3 日 (月)

午前 9 時 3 0 分～

(松島町役場 3 階大会議室)

平成28年度第2回〔第五期目第2回〕松島町入札監視委員会

出席委員（5名）

委員長	赤石雅英		
委員	泉田成美	梶塚善弘	
	武田三弘	豊田耕史	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

総務課	環境防災班
企画調整課	
財務課	財政班
健康長寿課	健康づくり班
産業観光課	観光班
建設課	建設班
	復興班
教育課	学校教育班
	中央公民館
水道事業所	施設班

各課（所）長・各班長・各担当者

事務局職員出席者

財務課	課長	櫻井一夫
	財政班	班長 相澤光治
		主事 中村智英
		技師 安藤佑樹

委員会次第

平成29年1月23日（月曜日）午前9時30分開会

- 1 開会の挨拶
- 2 契約案件の審議等
 - (1) 審議案件抽出理由の報告
 - (2) 審議 工事請負契約 11件 業務委託契約 11件
- 3 閉会の挨拶

本日の会議に付した事件

委員会次第のとおり

午前9時30分 開 会

1. 開会の挨拶

○事務局 皆様、おはようございます。

定刻より少々早いですが、只今より入札監視委員会を開催いたします。

初めに、櫻井町長より挨拶をいただきたいと思います。

○町 長 改めまして、委員の皆様、明けましておめでとうございます。大変お忙しい中、本当にご臨席を賜りましてありがとうございました。

今日は平成28年度第2回ということでありまして、本当に公務ご多忙の中を松島町までおいでいただきまして感謝申し上げます。

今年の3月で東日本大震災発災からもう丸6年になろうとしておりますけれども、これまで委員の皆様からいただいたご指導、ご助言等によって、松島町の復興も順調に進んでいるのかなということで、改めて感謝と御礼を申し上げます。

本町の復興事業は、平成28年度からはこれまでの震災復興集中期間から新たな5年のステージということで、復興創生ということで掲げて進んでおります。その最初の年が平成28年度でございました。今日は工事の請負、それから委託の物件等でいろいろご審査していただきますようでございますけれども、今後ともご指導の程よろしくお願い申し上げます。入札の透明性とか公正性をどんどんご指導いただいて、ご助言賜れば幸いですと思いますので、よろしくご指導の程お願い申し上げまして、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。本当に今日はありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。町長は次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

○町 長 では、よろしくお願い申し上げます。

2. 契約案件の審議等

○事務局 それでは、続きまして、契約案件の審議等に移りたいと思います。

審議案件抽出理由の報告を委員長よりお願いします。

○委員長 委員長の赤石です。明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

今回抽出した案件につきましては、工事請負が11件、業務委託11件、合計22件。

ピックアップの理由は、まず高落札率ですね、97から99%ということで落札率が高いものの。あとは1者入札のもの。それから、変更契約があったものということで、前回の抽出理由

とほぼ同じ理由で今回も抽出させていただきました。

本日のスケジュールですけれども、〇〇〇委員がちょっと所用で早めに上がらないといけないということで、更に、皆さんもお手元に来たかと思えますけれども、見積活用方式についてということで、今回の抽出した案件と別に、委員の皆さんのご意見をお聞きしたいということで、審議は11時半ぐらいまでをめぐりに22件終わらせて、その後15分ぐらいを見積活用方式について議論して、できれば45分ぐらいまでには終了したいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、個別の審議に入ります。委員長、進行方よろしくをお願いします。

○委員長 では、まず1件目、工事請負契約の1件目が総務課さんのほうで、これは99%の高落札率というところで、何でと言ったら変ですけれども、この金額で決定したのかというところを中心に説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

○総務課 それでは、1件目、環28工第029号帰命院地区避難所環境整備工事につきまして説明させていただきます。

こちらにつきましては、松島字小梨屋地内における帰命院地区避難所の環境整備工事になっておりまして、工事内容としては、土工、附帯工、舗装工、区画線の設置工、撤去工というような概要になっております。

指名競争入札ということで、町内の業者全11者を指名させていただきまして、3者辞退で、入札参加業者は8者というような状況でありました。

工期は11月30日までということで、既に終了しておりますけれども、設計金額は151万9,560円に対しまして落札価格が151万2,000円ということで99%ということになっております。

こちらの高落札になった理由につきましては、町内の業者さんで行ったわけですが、ほかの事業も抱えながら、先程の土工については、一般的に下がらないような状況になっているというものが反映されたものと考えております。

以上です。

○委員長 はい、わかりました。理由としては、労務費、材料費等でしょうかね、そういったものの値上がりかというようなところかと思いますが、委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。

○委員 指名競争入札ということですが、これは町内に本店又は支店のある全者を指名

した結果、11者ということですか。

○総務課 そうですね。

○委員 これ、例えば本店又は支店若しくは営業所という範囲まで広げると、もう少しふえますか。

○総務課 同じです。

○委員 同じ。では、しょうがないですね。一般的には競争性の確保というと、20者程度というのが1つの目安になると思うんですけども、しょうがないかもしれないという気がします。

○委員長 あと、何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

○委員 金額についてもほぼ近いものですから……

○委員長 そうですね。

○委員 大体もう見積が、積算がわかっているのですよね。

○委員長 あまり大きな乖離はない感じですね。じゃ、1件目はこれで。

○総務課 ありがとうございます。

○委員長 はい、ありがとうございます。

では、2件目、財務課ですね。これは1者入札だということ、それから、内容変更があったということの2点からピックアップさせていただきました。では、内容について、変更があったものについてはその変更の理由、合理的な理由かどうかというところをポイントにして、それから、1者入札となった経緯について説明していただければと思います。お願いします。

○財務課 松島フットボールセンター構内排水路改修工事につきましては、松島フットボールセンターの都市計画法上の用途変更に伴い、雨水排水量の流量計算に基づきまして排水路の改修が必要ということになりまして、実施したものでございます。

入札につきましては、条件付一般競争入札で執行させていただきまして、応募者が1者のみでしたので、1者の入札となっております。

変更内容につきましては、工事期間中に、台風により工事区域の隣接する場所で倒木がありまして、工事区間を塞いでいたため、撤去の費用等を変更で契約させていただいております。

それから、同じ松島フットボールセンター敷地内にございますプレハブ倉庫、こちらは基礎がないプレハブ倉庫になっておりまして、こちらにつきましても都市計画法上の用途変更に伴い、プレハブに基礎をつけるか、又は基礎のないままであれば撤去するか、2択の選択をしてほしいということで、土木事務所から指導がありました。フットボールセンターの現使用者で

あります〇〇〇と協議を重ねてまいりまして、協議の結果、もう使わないので撤去しましょうということが整いましたので、工事期間内に、排水路工事をやっている場所から近い場所であるため、これを含めて変更契約をさせていただいたものになっております。

以上が概要になります。

- 委員長 変更前と変更後で金額はいくら変わりましたか。
- 財務課 お手元の資料の2ページ目、ちょうど裏面側に、契約額と、あと変更後の最終的な金額ということで出ております。
- 委員長 860万から960万、約100万ふえたということですかね。
- 財務課 はい。
- 委員長 その倒木は、発注してから倒木が……台風か何か。
- 財務課 発注してからです。工事をやっている最中にです。台風の季節に倒木がありました。
- 委員長 そういった理由で変更になったということです。1者入札については応募が1者しか結果的にはなかったということなのですかね。
- 財務課 公募の範囲も県内全域ということでやったのですが、応募が1者しかなかったと。
- 委員 あれっ、これ、資料によると……
- 財務課 すいません。公募の範囲が、町内に本店又は支店で、土木一式の総合評定値が400点以上でした。
- 委員 400点以上となると大体何者ぐらいあるのですか。
- 財務課 恐らく5者、6者ぐらいですね。
- 委員 入札参加資格者数が1者と資料に書いてありますが……。
- 財務課 申請してきた業者を委員会で審議して、ちゃんとこちらの条件に合致しているねと確認された数が1者ということです。例えば、申し込みが10者あって、その中でこの条件を満たしているのが8者しかいない場合は、申請者は10ですけど、入札参加資格者は8、こちらの条件と合致している者が何者いたかというのを記載している数字になります。
- 委員 入札参加条件からいくと5、6者ですか。
- 財務課 そうですね、10までちょっといかない……
- 委員 競争性を確保するのだったら、町内からもっと範囲を広げるとかそういうことは考えないのですか。何者ぐらいをクリアして条件を広げていくかというのは、松島町としてありますか。
- 財務課 これは松島町の建設工事執行規則上の話なのですけれども、そこで金額によって公募

する範囲等が決まっておりますので、この金額ですと町内で土木一式で400点以上という規定になっておりますので、そちらでまずはやらせていただきました。

○委員 そうすると、その条件に見合う業者の数に関係なく、金額でもって最初から決めていくということですか。

○財務課 そうです。そこで駄目だった場合は、順次エリアを広げていくという方法をとっております。

○委員 駄目だったというのは、入札不調になった場合……。

○財務課 そうです。応募者がゼロだったとかというケースですね。

○委員長 どうですか。何かご意見は。

○委員 じゃ、結果的には、その5、6者に声をかけて、応募してきたのはこの1者だけということだったということではよろしいですか。

○財務課 そうですね。ただ、声をかけたということはないですけど……公告した結果ということになります。

○委員長 やっぱり今というか、この抽出期間内は、やっぱりこういった土木建築関係の方は結構仕事が忙しいということですかね。そういった事情を反映しているということでしょうかね。

○財務課 はい。

○委員長 よろしいでしょうか。はい、結構です。ありがとうございます。

3番目、建設課建設班ですね。これは条件付一般競争入札で3者ですけれども、落札率が99%だと。実は工事の金額自体も2億円近いということで、高落札率99%となった理由、その辺を中心にご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

○建設課 それでは、3番の事業名が建27工第086号銭神漁港防潮堤整備工事になります。

こちらにつきましては、松島町内手樽地区にあります銭神漁港、こちらが堤防がない無堤の区間でして、前回の津波の際にも一部津波が進入しているような状況です。今回はそこに新たに防潮堤を建設する工事になります。

参加条件は資料にありますとおりの条件の中で応募を募りまして、3者応募がありまして、その3者の中で入札いたしまして、先程ありましており落札率は99%になっております。

その主な理由としましては、やはりまだ震災復興関係で、労務費と、あと資材がまだ高いような状況になっております。そうした中で、採算性とかを考えて、やはり落札率が高いということ、公共関係の積算の部分というのは、ある一定は公表している部分とかもあって、業者側でも近い値で積算、システムを使ったりとかで価格を算出している中で、採算性という

ことで高めに入っている状況から、今回99%になったのかなと思われま

す。

○委員長 公共工事の積算方式が知れ渡っていると言いますか、もう今回が初めてではなく、以前からもそうですけれども、そうだとすると何か競争入札の1つの前提条件が崩れているような気もしないでもないのですけれども。高落札率の一番の理由としてはそこだろうという、それでかなり近くなって、あとは、一応3者は応募してきているが、相場として労務費、資材費等が高いというのが1つの要因としてあるということですかね。

○建設課 はい。

○委員長 皆さん、何かご質問ございますでしょうか。

○委員 申請者3者ということですが、この条件を満たす業者というのはどのぐらい、何者ぐらいですか。

○建設課 ここですと、条件が宮城県内土木一式800点以上ということで、あと過去5年間に防潮堤の工事を実施したことがあるとなりますと、20者以上はいると確認しておりました。土木一式ですので、実際的にはもう100者以上あるのですけれども、海岸の防潮堤というところでは、そのぐらいまで絞られるとっております。

○委員 海岸の工事なので、作業船とかを手配できる業者でないとできないので、こういう漁港とか港湾の工事をやれる業者というのは割と限られますよね。（「はい」の声あり）そういう部分もあるのかなという気がしますけども。

○建設課 今回の工事なのですけれども、平面図を資料として添付しておりますが、海岸工事なのですけれども、実際作業船が入るような工事というのがちょっと少ない、あまり期間はないのです。陸上からやる施工が多かったものですから、その辺は業者さんはあるのかなと思っております。

○委員 そうですか。あまり関係ない。

○委員長 あと何かございますか。よろしいですかね。じゃ、どうもありがとうございました。次、4番目。

○建設課 続きまして、4番になります。事業名が建28工第014号名籠漁港防潮堤災害復旧工事になります。

こちらにつきましては、東日本大震災で被災しました手樽地区にあります名籠漁港、こちらの防潮堤を復旧する工事になります。こちらにも説明書にあります参加資格条件のもとに応募を募りましたが、1者のみの応募になりました。結果、1者で入札したのですけれども、落札率

が98%ということで、先程の3番と同様に、どうしてもまだ人件費、労務費と資材が高騰している中で、採算性を考えて高落札率に繋がったのかなということを思っております。

以上であります。

○委員長 これは、結果的には、先程は3者でこっちが1者。そして、同じ〇〇〇だと。工期もほぼ同じですかね……同じですよ。何か場所が左側と右側という感じで、ちょっと岬のほうに離れていますけれども、1つは、別個の工事として発注するのが良いのか、それとも両方あわせていくらという、どうですかというので発注するのが良いのかということもあるのかなと思うのですが、そういった点はどのようなのでしょうかね。

○建設課 こちらの工事、2つの工事がありますけれども、3番の工事は農村漁村地域整備交付金……（「事業そのものが違う」の声あり）の復興枠ということで防潮堤の建設となっております。これは災害復旧とはまた別の復興枠の事業という形になっておりまして、4番は漁港の災害復旧工事ということで、事業が違っておりましたので別に分けて発注させていただいたという形になっております。

○委員長 そうですか。この辺はご意見もあろうかと思えますけれども。皆さん、何かあとは。

○委員 4番は1回目は不調で、もう一回やり直したということですね。

○建設課 1回目が落札予定価格に至りませんでしたので、再度入札ということで第2回目の入札を行いまして、予定価格に達して落札に達しております。

○委員 2回目も駄目だったら、どういう感じになっていたのですか。随契ですか。

○建設課 2回目が駄目だと、通常はもうそこで、再度入札1回の計2回というふうになっていますので、基本的には打ち切りというか、そこで不調という形に……

○建設課 金額が近く、所定の率内に入っていれば、随契も考えられるという形はあります。

○委員 すいません。この様式では第3回入札額まで書かれていますけれども。

○建設課 これはあくまでも様式……

○事務局 これは、3回目の不落随契の場合ここに記入するというようなものです。

○委員 ああ、そうなのですか。

○委員 いろんな資材とかが高騰してぎりぎりというような感じもあるのでしょうか、この工事は陸閘の額も結構高いと思うのですが、その陸閘などの、例えばアルミ資材かどうかわかりませんが、そういう材料費とかそういうのも結構高くなっているのですか。

○建設課 なっております。その陸閘関連に関しましては、実際歩掛というのが確立されていないというのもありまして、材料、あと施工の手間も含めまして、何者から……（「3者」の声あ

り) 3者から見積書をいただいて設計に反映させているというような形になりますので、やはりそれも見積をいただいた段階で、時期的なものの高騰というか、そういうのも入った価格で見積になっているということです。

○委員 ちなみに、先程の3番では3者、同じ近いところの工事ですけれども、今回1者になったというところ、ほかの2者はやはり金額が低いからやる気がなかったのか、何か理由はご存じですか。

○建設課 ここの銭神漁港と、こちらの4番は名籠漁港という形になるのですけれども、銭神漁港は磯崎方面から行きますと、海浜公園の手前のところにありまして、名籠漁港というのはその奥になるのです。(「行くのが大変なのだね」の声あり) 工事的にはあの辺で、避難道路の工事とか、防潮堤とか、あと県の農地海岸とか、その辺はいっぱいやっておりまして、銭神漁港までは何とか条件的には良いですが、名籠漁港に行きますと、休んだりとかそういった施工調整がかなり出てくるというので、あまり現場、町なかのこっち側、高城とか海岸ではやっている業者なのですけれども、そちらに行くとなかなか辛いのかなというのがあると思って応募しなかったのかなと思われま。

○委員長 わかりました。あと何かございますか。よろしいでしょうか。

じゃ、次、5番目の案件ですけど、これは97%と高落札率ですけども、内容変更があったということで、ご説明をお願いします。

○建設課 それでは、5番になります。事業名が建28工第009号町道品井沼大橋・志田谷地線外道路舗装工事になります。

説明書にあります参加条件により応募を募りまして、申し込みに関しては4者ありました。そのうち入札の際に1者が辞退しまして、3者で入札した結果97%ということで高落札率になっております。

こちらにつきましても、今回の舗装工事にあります合材だったり骨材関係がやはりまだ震災復興関係で高騰が続いていますので、その採算性の中で高落札率になったのかなと思われま。

あと、変更についてですが、今回の品井沼大橋・志田谷地線につきましても全部で5箇所、松島北部の5箇所を1つとして入札してありまして、いろいろ現場で、町でも測量したのですが、改めて施工業者で測量した結果、1工区、2工区、3工区、あと5工区に関してはどちらかという減額方向というか、面積は少し小さくなりました。そのほかの4工区につきましても、この箇所が継続して工事をしているところで、町としては、入札で生じた請差金を使って今年度中にその区間を終わらせたいという意向もありまして、それを利用して増額した

ところであります。

説明については以上であります。

○委員長 当初、入札する際には、そういった予定というか、予算取りと言いますか……

○建設課 当初予算取りの中で全部できればと思っていたのですが、予算が、いろいろ県の単価とかの見直しとかもあって実際全部できるまで至らなかったのも、予算の範囲内で発注したところでは。

○委員長 町の事情で、そういった予算取りの関係で微調整をしたというような感じでしょうかね。

○建設課 そうです。

○委員長 はい。あと、皆さん、何かご質問ありますか。いかがですか。特にないですかね。

○委員 すいません。ちなみに辞退した会社ですけど、理由は何かあるのですか。

○建設課 配置技術者が、当初は配置できるとして申し込んだのですが、ほかにも多分いろいろと、結果としてはその技術者が配置できなくなったということで、辞退届を提出しています。

○委員 でも工事の中に全然名前が出てこないのも、何か会社自体がちょっと心配と言いますか、入札の一覧表の中には名前がないですよ、1回も。

○建設課 ああ、辞退した会社ですか。

○委員 ええ。ですから、何か……

○委員長 落札実績ですか。

○委員 実績がない。それでいて辞退をするというところの状況が何だろうなと思ひまして。

○建設課 今回、初めての会社で……

○委員長 あと、何かございますか。では、よろしいでしょうかね。ありがとうございます。

じゃ、6番目も建設課ですね。これは高落札率99%。それで1者入札と、その辺を中心に説明をお願いします。

○建設課 次に、6番になります。事業名が建28工第026号町道品井沼駅・大山崎下線外道路維持工事になります。こちらは松島の北部にあります品井沼駅に隣接する町道の道路維持工事と外1件を交えてあわせた工事になります。

参加条件としては、町内にある業者さんを中心に条件として応募を募った結果、入札の申し込み者が1者、入札もその1者の入札となりまして、99%ということで高落札率になっております。

同じく資材の高騰関係、労務費も高いということで、どうしても維持工事ですと採算性もあまり良くないような形になりますので、できる限り採算性をとりたいということで高落札率に繋がったのかなと思われま。

以上であります。

○委員長 何か質問ございますでしょうか。

○委員 5番より6番が予定価格が高いのですけれども、経審では5番は800点以上でこっちは400点以上で、入札参加条件はちょっと違うのですけれども、その違いというのは。

○建設課 工事にあわせて設定条件が条例の中で定めがありまして、先程のは舗装工事、今回が維持工事として、維持工事の場合どちらかという今回のおり松島町内で400点以上という形の条件設定が、初めからその中で決まっているような状況になります。

○委員 なるほど。これも今回1者入札99%でしたけど、入札参加者がいなかったら範囲を広げて発注する予定でしたか。

○建設課 それでもいなければ、松島町以外からも募るとい、実際あります、そういった事例。

○委員 今、道路工事は多いですか。

○建設課 どういった種類の道路工事のことをおっしゃっていますか。

○委員 震災復興はわかるのですけれども、一般の道路の維持管理の、道路の舗装というのは……。

○建設課 松島ですと、維持管理の工事は年間1件か2件ぐらいしか出していないです。側溝改良関係の工事ですね、舗装の打換えとかというのは。あ、舗装の打換えは別だね。（「別です」の声あり）補助事業でもやっていますので、3件ぐらい出していますけれども。

○委員 年間で、ですか。

○建設課 年間です。

○委員 今回は多いほうなのですか。

○建設課 今回は2件一緒に出していますけれども、変わらないぐらい、毎年このぐらいに出しているという形になります。

○委員 震災関係でダンプトラックが多く走ってまして、道路が結構傷んでいるという話を聞きますけれども、そういう影響でふえているとかというわけでもないのですね。

○建設課 年間1件ぐらい工事を発注しまして、だましまし今使っているという状態でやっております。それでふえてるとかなんとかというのは、今のところはないです。

○委員 ない。では、例年と同じぐらいの工事数ですが、1者という感じですね。

○建設課 はい。

あと、先程の金額によって点数とか違うのですかという話ですが、舗装工事ですと500万円以上となりますと800点以上宮城県という形になっておりまして、こちらの6番は土木一式工事なのですが、道路維持工事となっております、これは1,000万円未満400点以上松島町内という形になっておりまして、こういった公募条件としております。

○委員長 あと、何かございますか。ほぼ同様の理由による高落札率という結果だということですね。よろしいですか。

じゃ、次に7番、同じく建設班で、これも1者入札で99%ということで、その理由を同じようにご説明お願いします。

○建設課 次に7番になります。事業名が建27工第090号町道磯崎・高城線避難道路整備附帯工事になります。工事の内容としましては、町道磯崎・高城線の避難道路整備に伴いまして、既存の道路上にあります下水のマンホールポンプ盤を移設する工事となっております。

参加条件がこちらの説明書にありますとおり2市3町プラス仙台市にて、機械器具設置工事の資格を持つ者で400点以上、過去10年に国及び地方公共団体の発注したマンホールポンプ制御盤の設置を元請として竣工した実績を有するという条件で募りまして、申し込み者が1者で、こちらの1者で入札した結果、99%の高落札率となっております。

こちらにつきましては、一番はやはり人件費関係、資材高騰もありますし、どうしても採算性を考えて高落札率になったのかなと思われまます。

以上であります。

○委員長 ありがとうございます。ちょっと私も同じ様な案件ばかりを抽出してしまったのですが、リストと申しますか、発注事業一覧に、抽出対象は全てありますか、それともピックアップしたやつだけですか。（「皆あります」の声あり）全部ありますか。

この7番目の案件の前後で同じ土木関係の工事ですと87%、条件付一般競争入札で87%、81%で落ちているものもあります。だから、資材高騰なり人件費という単にそれだけじゃなく、もっと別な、そういう意味では工事の種類によっては落札率が8割ぐらいで落ちているものもあるのですよね。今回はピックアップしませんでしたけれども、そういった高落札率になっていない案件についてはどういう理由ですか、逆に。

○建設課 やはり民間業者さんですので、儲けというか利益率を追求するのかなと思っております。現場的に利益が上がりやすいようなところはある程度引けるのかなと思っております。特殊な工事とか、あと海の施工、船舶使うような工事とか、あと狭い箇所の工事、あと工事が

競合するような箇所とかについては、なかなかそういった休みとかそういうのも入りまして利益率が上がりづらいのかなという意味で、高く入れてきているのかなということでは考えておりました。

○委員長 そうですね。

○委員 マンホールポンプの制御盤は、特定の業者に対して購入が有利だとか、そういうものがありますか。

○建設課 一番は、実際一番初めに工事はしている部分があるので、内容からしてみれば、一番初めに入れた業者さんというのは一番有利といえ言えるのかもしれませんが。ただ昔はそうだったのですけれども、最近の傾向としてやはり受注を、新規参入の会社さんもあるので、その中でやっていきたいという業者さんによっては、申し込みして、採算度外視で取る場合も中にはあるというような状況です。

○委員 なるほどね。じゃ、必ずしもここで取った〇〇〇さんだけが有利で入ってこられるという状況ではなかったということですね。

○委員長 ただ、〇〇〇のシェアはかなり高いでしょう、ポンプで。

○委員 高いと思いますね。

○委員長 そうですよ。だから、どうしてもシェアが高いということは、価格にも有利な面があるのかなと思いますけれどもね。あと、何かございますでしょうか。よろしいですか。これで建設課は終わりですかね。（「はい」の声あり）はい、ご苦労様でした。

では、次、8番お願いします。8番目の案件、教育課で、条件付一般競争入札だけれども、結果的に1者入札だったということと97%の落札率、比較的高めの落札率でしたねと、この辺のことを中心にご説明をお願いします。

○教育課 今回の工事に関しましては、エアコン設置という形になっておりますけれども、電気工事を伴うことから、電気工事の総合評価値が400点以上で、宮城郡、塩竈市、多賀城市に本店又は支店若しくは営業所がある事業所を選定させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長 1者入札だったというのは、詳しく業者の事情はあまり……（「はい」の声あり）考えていなかったということでしょうかね。何か質問等ございますか。

○委員 この参加資格条件を満たす業者は、大体何者ぐらいあったのでしょうか。

○教育課 すいません。ちょっと……

○事務局 今現在ですと、電気工事で400点以上、大体200者近くいます。仙台市でも19

3者。

- 委員長 仙台市を入れれば……
- 委員 仙台は入ってないのじゃないですか。
- 委員長 2市3町かな。
- 事務局 すいません。塩竈で14、多賀城6、あと宮城郡で5です。
- 委員 25者ですね。
- 事務局 25、はい。
- 委員 何となく競争性の確保という話をすると、20者とか30者というのが目標になりますので、何となく20者とか30者とかそのあたりを目標に設定していただければと思います。
- 委員長 良いかなということですかね。じゃ、今回、それであれば良いかなということでしょうかね。
- 委員 関連ですが、この工事に限らずなのですけれども、結局、そのぞれの工種に総合評価値、評点で、金額と工種ごとに評点とか、一般競争入札する場合条件が決まっていると思うのですけれども、その点数なり条件を決める時には、当然そういう競争性の確保ということで、この範囲だったら何点以上だったら20者いるとか30者いるとか、そういうのを当然想定して点数づけというか一般競争入札の条件をそれぞれ決めているということですよ。
- 事務局 何者いるとかというのは、案件によって確認しております。
- 委員 そうですね。わかりました。
- 委員 業者が少ないというのなら、たまたま1者しかなかったというのはわかるのですが、それだけの会社がありながら、なぜ1者しかこない。何か事情はわかりますか。特に受けづらいう状況があったかどうかということ。
- 教育課 そこまでは想定できませんでした。
- 委員 この幼稚園の空調設備設置工事は、これだけやっているのですか。それとも、近隣の幼稚園で同時多発的に何件もやっているような状況なのですか。どちらなのでしょう。
- 教育課 近隣の幼稚園は、建設当初からエアコン設置というのがあったと思うのですけれども、松島の場合は、もう古い幼稚園ですので、随時つけていくというか。まして第一幼稚園は、海風が入るので、今までありませんでした。それが、小学校の体育館を新しく建設したことによって、そちらからの風が入らなくなってしまって、それでやはり熱中症対策のために必要だということで、今回設置したものです。
- 委員 なるほど。じゃ、特に工事がたくさんあったから高くなったというわけでもなさそう

ですね。

○委員 よろしいですか。先程、エアコンの設置だけではなく電気設備もあったので、この評定値を400にしたとおっしゃってましたが、これ以下の点数というものはあるのですか。今まで私が見てきたものと、400か800しか出てないのですけれども、総合評定値ですね、これは例えば50とか200とか何かそういう数値もあるものですか。すいません、基準がちょっとわからなかったもので。

○事務局 お手元に配付しました規則等をまとめた冊子の中で、資格基準というところがございまして、これの2ページ目から表が始まります。今回に関しては、電気工事になりますので、3ページ目の中段ぐらいですね。その1,000万円未満というところに該当します。

○委員 400以下はないですね。

○事務局 そうですね。

○委員 ちなみに、松島町では何点以上持っているという数値は、ちゃんと把握しているということなのですね。

○事務局 2年に一度、業者様の入札参加資格登録申請の際に、経営事項審査の評定をもらっています。

○委員 わかりました。

○委員長 次の土木は結構あれなのですよね。同じ教育課ですけれども、11者も指名している。この電気工事については1者だけという、よほど電気工事関係の会社が皆さん忙しかったのかなというようなところですかね。よろしいですか、こちらは。

じゃ、次に9番目。担当は別ですか。

○教育課 はい、中央公民館の管轄になりますので。

○委員長 こちらも98%の高落札率、あとそれから、工事内容の変更契約が、金額が60万ぐらいかな、60万ぐらいの増額があったということで、その辺のところを中心に説明していただければと思います。お願いします。

○教育課 担当から説明させます。

○教育課 まず最初に、選定理由書の記載内容のとおり、町内業者11者を指名しました。そこから5者辞退いたしまして、入札は6者で行ったものであります。条件的に町内の指名可能な業者は全て指名しております。

続きまして、設計変更の理由ですが、雨天後の現場状況がちょっと異なっていたため、排水状況にあわせて変更ということになりました。

当初設計では、晴天時に現場を確認しまして、雨天時及び雨天後の状況は、現場の管理をしている者がおりますので、その者に聞き取りを行いまして排水状況の確認を行いました。しかしながら、業務発注後に雨が降りましたので、改めまして設計担当者とともに実際の現場を確認しましたところ、聞き取り内容とちょっと相違がありまして、より適当な排水方法、排水箇所を検討した結果、設計を変更することとなりました。また、広場の東側の側溝へ排水する予定だったのですけれども、業者が実際に測量した結果、東側に勾配を取るのが困難だったため、設計を変更しまして西側の側溝へ雨水を排水するようにはしました。それが主な設計変更の理由となっております。

説明は以上です。

○委員長 そのような大きな設計変更があるとすれば、もう一回入札をやり直すべきではなかったのかな。業者によっては「それも一緒にやるのだったら、うちはもっと安くできるよ」という可能性があるんで、そういった意味で、変更契約の案件についてピックアップしているのですけれどもね。どうでしょう、皆さん、ご意見を。

○委員 町内に本店を置く業者が11者ということですが、支店若しくは営業所まで広げたら、業者の数はふえますか。

○事務局 広がると、14者。

○委員 14者。何となく競争性の確保みたいなどころでは、20者ぐらいというのが1つの目安になっていますので、支店若しくは営業所まで広げて多少ふえるのだったら、広げて指名しても構わないのではないかと、そんな気がいたします。

○委員長 あと、何かございますか。

○委員 これは11者指名で辞退が5者いるのですけれども、その辞退の理由というのはわかりますか。

○教育課 作業員の配置ができないためという理由で、5者辞退しています。

○委員 あと、同じ関連ですけど、入札額も落札業者以外は皆予定価格より上ですよ。やっぱり各業者さん忙しかったり人が足りなかったりということで、どうしても高くしてしまうなり辞退するなりということなのでしょうかね。

○教育課 人件費が高どまりというか上がっておりますので、それを原因にやはり予定価格よりも大きく上がってしまったのではないかと考えております。

○委員 ○○○さんは、いろんなところを定期的にとってて、うまく回っているという感じがしますね。今回抽出されていない案件も見ますと、同じ工事区の中で別のものも一緒に取って

ですか、そこは安くなっているのですが、やはり基本的に忙しいというのは確かにあって、大体わかっているのですね、金額が。そこにちゃんと絞って、損はしない。なるべくという形で狙ってきているというのが、個人的にはわかりますけど。ですから、皆さんやはり高いお金で、忙しいというしかないですよ。

○委員長 はい、あと、何かございますか。よろしいですかね。はい、結構です。ありがとうございます。

じゃ、次、10番目ですね。水道事業所、この案件は条件付一般競争ですけれども、結果的には1者入札になってしまったと。それから、落札率が98%と高落札率になったというこの辺を中心に説明していただければと思います。はい、お願いします。

○水道事業所 よろしくお願します。それでは、事業概要から説明します。

事業名につきましては、下28工第007号松島町公共下水道長田準幹線築造外工事となっております。事業の中身については、磯崎の長田地区がございしますが、そちらの污水管渠の築造工事という中身になっております。

参加条件としましては、2市3町内に本店、支店があり、土木一式工事の総合評定値が600点以上ということで公募しました。その結果、1者から応募がございまして、入札参加者も1者ということで、落札率が98%となっております。

内訳書等を確認しましたが、高落札になった要因としましては、積算ソフトの普及や、単価自体も公表になっているために、直接工事費についてはあまり差がなかったのですが、諸経費の部分で下げておまして、その結果、高落札になっているというところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長 何か質問ございますか。

○委員 結局、この条件を満たす業者というのは、何者いますか。

○水道事業所 土木一式工事でこの評点ですと、10者程度ありますが、まだ震災復興とか災害復旧の手持ち工事もあり、あとはその現場条件、例えば住宅街で狭いとかそういうところになると、なかなか参加する業者さんも少ないという傾向にあると思います。

○委員 工事の条件と言いますか、狭いところとかあるいは工期の問題とか含めて、例えば共通仮設費で考慮できる部分はできるだけ考慮するとか、そういうのは当然考えていますよね。

○水道事業所 はい。積算以上のお話になりますが……

○委員 積算以上というか、当然積み上げ率でやる部分と、あと特殊事情でもって積み上げできる部分もあるわけですよ。その辺は当然考慮しているけども、やっぱり……

○水道事業所　そうですね。なかなか……

○委員　それがなかなか、工事費の設計額にまで反映されにくいということなのですかね。さっきの話ではないけれども、道路が狭くて、行くのが大変だよとか、そういうのを全部お金に反映させることはできなくて、口では言うけれども、お金には反映させられないみたいなものがあるのかなという気がします。

○水道事業所　そうですね、はい。ある程度その積み上げの部分で、例えば道路が狭いとかであれば、交通誘導員の数を上げたりとかそういうところでは考慮するのですが、それでもなかなか業者さん側で反映し切れないというところがあるのかなと思います。

○委員　わかりました。

○委員長　いかがですか。あと何か質問ございますか。

次の11番も同じ水道事業所。「はい」の声あり）条件付一般競争入札で1者。落札率も97%で高い。ただこちらの11番は比較的工事規模が大きく1億5,000万と、これも1者だったということなのですが、じゃ、こちらもあわせて説明していただけますか。

○水道事業所　はい、わかりました。それでは、続きまして、こちらの11番の案件について説明します。

事業名につきましては、下27工第084号小石浜排水区雨水管渠築造工事でございます。こちらにつきましては、先程は汚水だったのですが、こちらは雨水の管渠であります。

参加条件としましては、金額が大きいということもありまして、宮城県内に本店又は支店若しくは営業所を有している者で、土木一式工事の総合評定値が800点以上ということで公募をしております。その結果、参加業者が1者ということで、落札率が97%となっております。

こちら内訳書等を確認しましたが、先程申し上げたとおり、積算システムとかそういうところで、直接工事費についてはほぼ同額になっているのですが、やはり諸経費とかの部分で、若干業者さんが安いという形の中身になっておりました。

以上で説明を終わります。

○委員長　こちらは結果1者だけど、最初は〇〇〇さんというところ……（「そうですね」の声あり）があつて、辞退された。辞退の理由はご存じですか。

○水道事業所　はい。辞退届を確認したところ、配置予定であった技術者が配置できなくなったという理由でした。

○委員長　ほかの工事もそうですけれども、人手不足という、みんな同じ事情ということですね。

○委員　うちの大学に入ってくる求人の話になりますが、やっぱり皆さん、仕事はあるのだけ

れども技術者がいないということで、本当に悩んでいるみたいですね。仕事を取りにいけないという問題が、やっぱり今あるのですかね。

○委員 でも、やっぱり工事の品質とかそういう問題があって、こういう技術者を配置しなきゃいけないという制度が生まれたわけですから、しょうがないのでは。（「そうですね」の声あり）技術者の条件を外すと、入札参加業者がふえて落札率が下がるとは思いますけど、工事の品質確保ができるかどうか微妙ですよ。

○委員 こういう状況が、まだしばらくは続くのかなという感じはしますね。

○委員 そうですね。

○委員長 続くかなというところですかね、うん。そういうわけで、あえて別なところ、やり方というか、そういった話も出てくるでしょう。はい、わかりました。質問よろしいですか。はい、ご苦労様でした。

ここで休憩しますか。じゃ、ちょっとだけトイレ休憩しましょうか。

（休憩）

○委員長 はい、それでは業務委託に移ります。

じゃ、まず委託案件の1番目が総務課の案件で、これは条件付一般競争入札なのですが、20者の中からで、落札率50%ということであって、契約内容の変更があったと。これについては、どういった内容変更なのかを中心にご説明をお願いします。

○総務課 環28委第118号松島町三浦墓地法面整備調査測量設計業務委託について、概要説明を申し上げます。

こちらにつきましては、平成28年6月8日から9月23日までということで、既に業務は終了しております。先程申し上げたとおり、20者から入札参加申請がありました。

変更理由ですが、当初、法面施工につきましては、1つの工事手法を前提として業務を発注しておりましたが、現地が複雑に入り組んでいることから、施工時に不要な用地買収等が発生しないように、3パターンの概略設計を、比較検討用の概略設計を行う業務を追加したものになります。

また、落札業者、低入札ということですが、こちらにつきましては、業者から提出があった内訳書等とこちらの設計書を比較しまして、人件費や諸経費に差があることがわかりました。しかし、欠落している項目もなく、契約前に業者とも内容等を確認しまして、できるとの申し

出がありましたので、実施しました。

以上です。

○委員長 失格者がいますね、4者かな……

○総務課 4者ですね。

○委員長 低入で最低制限価格割れということですかね。すいません。2番も同じですよ。総務課ですね。（「はい」の声あり）これも条件付一般競争入札で12者で、やっぱり50%の低入だったと。また契約内容の変更があったということで、こっちもあわせて説明していただけますか。

○総務課 はい。環28委第117号の松島町消防団第2分団資機材庫・消防車庫建設実施設計業務委託につきましては、まだ現在も業務が続いております。

こちらにつきましては、12者応募ありまして、失格が2者でした。低入の要因としましては、近年、復興事業等の発注が減ってきた中で、測量設計の部分がかなり競争率が激しくなってきたというようなことで、業者も企業努力をされているのかなと考えております。

内容につきましては、こちらにも内訳書等と設計書を比較しまして、業務的に欠落しているところがなく、施工前に業務内容も確認しまして、できるとのことでしたので、実施しました。

変更理由につきましては、建設立地場所で、三叉路と避難道路の工事が予定されていまして、あわせてごみ集積所もあったことから、協議に関する関係機関との連絡調整にかなり時間を要しまして、うちでも修正をお願いしていることから、金額的な変更ではなくて、期間延長の変更となっております。

○委員長 1番目は内容と期間と両方の変更……

○総務課 そうですね……あっ、内容だけです。

○委員長 内容だけ。あっ、そうですか。期間の変更はない。

○総務課 はい。予備設計を追加する内容の変更です。

○委員長 あれ……

○総務課 1番は金額変更しています。

○委員長 2番は……

○総務課 2番は金額変更はなく、期間延長だけです。

○事務局 すいません。こちらで作成した一覧表が誤っているのかもしれませんが。

○委員長 ああ、そうなんだ。ああ、なるほどね。はい。

○総務課 すいません……

- 事務局 違う、合ってます。
- 総務課 合ってます。
- 事務局 1件目が金額と期間変更されてますよね。
- 委員長 ね、両方ですよ。
- 総務課 両方です。すいません。
- 事務局 2件目は期間だけです。
- 委員長 2件目は期間だけね。
- 総務課 そうですね。
- 事務局 リストの記載が誤ってました。
- 事務局 申し訳ございません。
- 委員長 はい。では、このリストの記載が違ってたのね。これは内容と書いてあるけど、期間だけということですね。両方とも設計関係で低入になっているということで、両方あわせて何かご質問等ございますか。
- あらかじめ予測されているものであれば、当然もう1回でしょうか、やり直しというか、それも検討すべきではないかということなのですけれども、そのまま変更でやった理由としては、見積り直さないでやった理由としては、どういった理由なのでしょうか。
- 総務課 そうですね。調査の中で出てきた話で、町としても、来年度の施工に間に合わせるべく、変更契約で実施させていただいたという内容です。
- 委員長 予算の関係ですかね。
- 委員 設計変更の話が本日何件か出てきていますけど、予定価格に対して設計変更した金額がこれぐらいの比率を超えて大きかったら入札をやり直すみたいな、そういうルールは松島町の中ではあるのですか。
- 総務課 30%までを目安としております。今回の件については、約13%でしたので、設計変更で対応しました。
- 委員 はい、わかりました。
- 委員 ちなみに、参加資格条件の件で、1番目は宮城県内という表現だったのが、2番目は宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市となっています。何か理由があるのですか。
- 総務課 まず、設計金額の基準で500万以上だと県内とか、それ未満だと宮城郡とか仙台市とかという形での内規がありまして、それに従った形となります。
- 委員 規則等ファイルの後ろにありますよね。指名競争入札参加者選定基準と業務委託一般

競争入札基準というのがあるのですけれども、これに基づいてやってるということ……（「そうです」の声あり）ですか。文章では書いてあるのだけれども、具体的にどういう基準かというのは、これだけだとよくわからないのですけれども、松島町業務委託一般競争入札適用基準というのは……

○事務局 これについては、200万円以上なら一般競争入札にしますよというだけで……

○委員 ということだけ。それ以上の基準はないのですか。（「それ以上……」の声あり）いや、例えば金額によって範囲はどこまで。

○事務局 それは、業務委託指名参加者選定基準になります。

○委員 えっと……あっそうか、これか。でも、これは指名競争入札ですよ。

○事務局 業務委託に関しては、特に規則とかで定まっているわけではありません。発注する前に契約事務審査委員会で審議をして、その際に、この業務はどこまでの公募範囲にするとかと、その委員会で決めている状況です。

○委員 ああ、そうすると、特別にこの規則で決めているわけではないと。

○事務局 先程の工事みたいに、細かく決まっているわけではありません。

○委員 そうなんだ。指名競争入札だったら、金額によって業者数、参加資格がある者が、例えば10者とか20者とか、規則にありますけども、一般競争入札は、そういうのは特にないと。では、業務委託の場合、何者ぐらい参加資格者がいるのか把握して発注しているのですか。委員会において、その都度審議するにしてもね。

○事務局 各業種で、現在どのぐらい登録者数があるのかは、システムで管理しているので、必要の都度抽出して閲覧可能です。

○委員 それによって業者数が、例えば20者以上確保できるように一般競争入札の条件を決めるのは、案件ごとに決めているということですね。

○事務局 はい。委員会で確認し、問題がなければということで公告を出している状況です。

○委員 何者以上という基準はないのですか。

○事務局 はい。特段、何者以上というのはございません。

○委員長 あと、何かございますか。設計業界は厳しいということでしょうね。

○委員 競争性は確保はされていると思いますが。

○委員長 ということですよ。はい、わかりました。ありがとうございます。

次が3番目、企画調整課で、これは随意契約で落札率が100%ということで、そこを中心にご説明願います。

○企画調整課 事業名については記載のとおり、松島町ホームページセキュリティ対策業務委託ということで、事業場所については、これは受託業者が正規サーバを設置する箇所、仙台市宮城野区になります。事業期間は平成28年4月18日から5月31日までです。

随意契約の理由につきましては、5枚目の裏面でございますが、現在リース契約しているホームページのサーバのセキュリティ対策ということですので、そちらの業者に発注せざるを得ないという事情もございまして、随意契約ということで締結しております。

根拠法令につきましては1枚目に記載のとおりであります。

見積を4月15日、1枚目でございますが、依頼をしまして、4月18日に開札し契約しております。

設計金額は178万2,000円、予定価格も178万2,000円、落札、契約額とも同額になっております。設計書については、2枚目から3枚目にかけてでございます。

それから、契約時に提出していただいた業者の内訳書が3枚目の裏面から5枚目にかけてございます。

設計にあたっては、工事みtainな公共歩掛というのがございませぬので、建設物価本と言いますか、積算資料の情報系の単価を参考にしております。

以上です。

○委員長 これについては、要は随意契約の理由書にもあるとおり、システムを構築した業者がほぼ必然的と言いますか、受けてしまうという。であれば、当初このシステムの導入段階で、こういったメンテナンスについても、例えば5年だったら5年とか一括的に、いわゆるハード・ソフト、あるいはソフトだけの場合であっても、メンテナンスですよ、その辺を一緒に入札しないと、本当の競争と言いますか、結果にならないのではないかとということがあられるのですけれども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○企画調整課 昨年もお説明しましたが、これに限らず情報システム系、たくさんありますけども、今年度に更新の準備をするのですが、それについては今おっしゃったような形で保守系と機器系を一括して発注するというので手続を進めております。

こちらにつきましては、当初想定されていなかった分ですので、この様な形になってます。

これも含めて、保守が必要なものについては、統一的な発注方法で実施したいと思っております。

○委員長 はい、ありがとうございます。あと、皆さん、何かございますか。

○委員 今回のこのセキュリティ対策というのは、何か問題があって、急遽これをやらなければいけなくなったという内容なのですね。

○企画調整課 メール用サーバとホームページ用サーバが1つになっていて、パンクしたのです。平成27年の、ちょっと月は忘れましたが。今回の中で、まずそれも分けましたし、あとは、ファイアウォールも脆弱なものだったので、少し強化しました。

○委員 一般的なメンテナンスというよりは……（「そうです」の声あり）緊急的な対策ということですね。

○委員長 要は、泥棒さんはどんどん進化してますからね、セキュリティ対策もどんどん進化して行って、私、5年と言いましたが、5年だと、もしかするとすごく陳腐化して……（「もう古いですね」の声あり）やっぱり3年に1回ぐらいはそういったものの見直しをしないといけないというのものもあるかもしれませんね。あと、何かございますか。よろしいですか。はい、じゃありがとうございます。

次、4番目です。

○委員長 4番目と5番目、公募型プロポーザル案件なのですが、町としてどういった評価、採用するに当たって、価格だけなのか、あるいはその内容とかですかね、どういった評価決定と言いますか、そのプロセスもあわせて説明を求めると事前をお願いしていたかと思えます。2件あわせてご説明をお願いします。

○企画調整課 まず、4番の資料を使って説明させていただきたいと思いますが、これにはページはないと思いますが、後ろから1、2、3枚目、4枚目に別表1、別表2があるかと思えます。

これがいわゆる評価表なのですが、町で当初設定した仕様書に基づいて、こちらの別表1の評価表とあと別表2を作っていますけれども、まず別表1ですけれども、これは、要は書類審査の部分に該当するのですが、例えば、4番の資料の1番上だと参加表明者の経験・能力ということで、これは会社自体が、これだと都市計画マスタープランなのですけれども、都市計画マスタープランの、例えば、同種業務・類似業務の実績があるかないかということ、まず会社自体として問うてるということです。

その下に、今度は配置予定技術者の経験及び能力ということで、管理技術者の区分と担当技術者の区分ということでまず分けていると。管理技術者につきましては、やっぱり管理ですので、総合的な責任者になりますので、総合的な技術の管理部門の資格を持っているかないか。それから、もう少し、総合的ではないですけども、例えば、建設部門の都市及び地方計画の資格を持っているか持っていないか。あとは、一般的な都市計画、地方計画の資格を持っているか持っていないかというこういった資格要件ですとか、あと、専門技術、専任性ということで

まず評価をしようということで設定しています。

右の評価のウエイトの見方になりますけれども、例えば、資格要件の管理技術者のところで①から③までありますが、①であれば5点、②であれば3点、それから③であれば1点ということで、その資格の持っているレベルによって評価していると。同じ考え方で、担当技術者についてもやっています。この部分がまず35点になります。これは中身うんぬんというよりも、技術・知識力がまずあるかないかということの判断です。

今度は、右側の企画提案書の評価配点表ということで、企画提案書を出してもらいますので、今度はその中身そのものについてどうかということで、1から4番目の4区分、実施フロー、それから方針が適正かどうかという業務の理解度であったり手順、スケジュールも含めての手順になります、これを5段階で評価します。非常に優れている、優れている、普通、やや劣っている、劣っているということで5段階で評価すると。

あとは特定テーマということで、それぞれの発注する、これは都市計画マスタープランですので、都市計画マスタープランという視点からの的確性とか実現性、独創性というものを企画提案書の中から審査委員が読み取って配点をすると。

ヒアリングは、これは実際に説明する担当者の説得力ですとか熱意ということで、ここも配点のとおり点数を審査員がつけるということでやっております。

ただ価格につきましては、当然プロポーザルを出す時点で上限額を設定しますので、その上限額の範囲であることは当然のことなのですが、場合によっては本当に上限額と同じであったりというのは果たしてどうかということもありますので、そこのところは5点ということで、あまり価格にウエイトを置かない配点の仕方では評価をしているということです。

こちらは65点満点ということで、この点数をもって、発注側の意図がくみ取られているかどうかというのを判断させていただいているということです。

○委員長 わかりました。では、ちょっと4番については、4枚目というか、後から1、2、3枚目かな、のところにその評価の結果ですかね、〇〇〇さんが80.4点。あとA、B、C、D、Eとありますが、4番の後から3枚目ぐらいのところに、見積書の前のページですかね、先程の評価配点表、別表1、2の次のページですけども、そこにあって、A社、B社が79.1、78.4、C社75.1ですか。

ですから、この中でまずは評価をして、一番点数が高かった80.4点の〇〇〇さんを業者としては指名し、この1者に対して見積書を出して下さいということで、あと、その見積書についても内部のあれですかね、金額の基準があって、予定価格の範囲内だったからそれで受け

たと……（「そうです」の声あり）大まかにそういう流れでよろしいでしょうか。

○企画調整課 はい、そうなります。

○委員長 すいません。私の感覚としては「うーん」という、特に評価点数が大きく離れていれば良いのですが、少なくともA社とB社とこの受けた〇〇〇さん、評点自体が近いですね。もしこれ3者に見積を出させて、B社の金額が低かったらどうなのだろうと。だから、この評価自体の2ポイントの差を重視するだけの金額的な重要性ですかね、あるのだろうかという素朴な疑問がございますが、その辺はどのようにお考えですか。

○企画調整課 これは審査員10人で審査しての平均点ですので、平均したらどうしても2ポイントということで限りなく近くなってしまいますが、直接聞いている中での審査員の感覚でつけていますので、こういうやり方で決めますよというのは事前に公表していますので、そこに今言われた評点が近い結果になった場合の取り扱いというのも含めて、もう少し検討は必要かもしれませんが、ちょっと松島町としてもプロポーザルの経験というのが多分ここ5年ぐらいなのですね、やり始めたのが。そういうこともあるので、そこは今後の検討課題だとは思いますが、この案件に関しましては、結果的に平均としては2ポイントですけど、やはり1番のところに発注する……

価格のことだけをちょっと言いますと、価格的にはやっぱりどうしても極端に開くということがなくて、プロポーザルの場合ですね。大体これ3,000万を超えた事業ですけども、これだと大体500万以内には差が全て収まっている状況ですので、やはり審査結果を尊重すべきかなと思います。

○委員長 見積をもらっているのですか。

○企画調整課 当然、参考見積は提出してもらいます。先程の評価表のところにもあると思うのですが、配点としては5点。あまり価格のところは……

○委員長 ああ、あります。参考見積ね。別表2のほうですね。

○企画調整課 そうですね。あくまでも参考見積ですので。

以前は、この参考見積の配点がゼロだったのですけれども、やはり今おっしゃったようなことも懸念されるということで、若干価格も考慮すべきかなということで、そう高い配点ではありませんけれども、5点ということで設定しているということです。

○委員長 ああ、失礼しました。ちょっと、私、それに気がつきませんでした。

○委員 公告を見ますと、提案額の上限ということで、金額を示してますね。

○企画調整課 はい、そうです。

○委員 ということは、逆に考えれば、この金額でどこまでできるのかというのを提案したと考えると、そんなに金額的な差は出ないのかなという気はしますね。最初にもう上限を示しますから。まさか、3,400万の金額を示したのに、1,000万でできる提案をするわけないでしょうから。

○委員 現在の制度の中で、きちんと入札・発注業務を行われたかという点で言うと、行われていると思いますね。その上で将来のことを考えた際に、どうかというような、そういうお話じゃないかと思うのですが、この評価結果は、結局、平均点しか我々は見えてないのですが、できることなら、こういうのがあった際に、こういう配点でこういう評価をしているということを、つまり、それぞれ評価項目別にどの様になっていて、確かに平均点ではここが一番上ですが、各々の業者で、各々の強み弱みが評価点のどの部分に表れているのかということが、わかったほうがよろしいかなという気がするので、次回からはもう少し丁寧な、この辺について丁寧な情報提供をお願いしたいと思います。

そのうえで、発注側としてどういう発想でこういうプロポーザルをやるかということと、制度設計の問題は絡んでくると思うのですが、ある金額を与えて、この金額の範囲内で、できるだけ良いものという発想であれば、これでよろしいと思います。場合によっては、より安くという、同じような目的でより安く提案してほしいということであれば、いわば減額に繋がるような提案、そういうのを歓迎しますということであれば、そういう評価項目というのを入れても良いのかなという気もしますね。

○委員 企画に関しては、松島町としての何か意見というか要望みたいなものは伝えるのですか。

○企画調整課 特記仕様書とか……ここにはないのですが、特記仕様書ということで、当然最低限のことは伝えるようにしています。あとはこの中で、これもページがないのであれですが、後から1、2、3、4、5、6、7枚目ですかね、ここの13番の(3)のところに、特定テーマというのを設けてるのです。

これは一般的な発注の中身に加えて、例えば、ここであれば①②とありまして、①の「松島町のまちづくりの課題整理についての具体的な取り組み方針」についてですと、一般的な課題整理は、統計的な整理をすれば良いのですが、もう少し、例えば、そのところで工夫してほしいという意図がこちらにあるので、そういった項目を特定テーマに設定していますし、あと、②であれば「市街化区域及び市街化調整区域におけるまちづくりの方向性」ということで、松島町の場合は、約95%が市街化調整区域ですので、今後まちづくりを進めるに当たって市街

化調整区域の有効な活用方法ですとか、市街化区域なりのより有効な活用方法というのを聞きたいということで、こういう特定テーマを設定しています。

○委員 今回、別表1と2の合計点数の平均で競い合っているということだと思いますが、何となくなのですけれども、この別表1に関しては参加資格条件みたいなもので、当然各企業が満点で来るような感じだとは思うのですね。つまりは、65点の中で勝負になってくるのかなと。そうすると、差が出づらいのかなという気がします。なので、別表1に関しては、参加資格としてこういうのを持っていることだけで終わって、別表2で差がつくようにすれば、もっと差が出て明確になるのかなという感じがしますけれども。

○委員 まあ、ちょっと中身がわからないのでね、この資料では。

○委員 出せないのですよね、きっと、ほかの提案については。

○企画調整課 今おっしゃったように、確かに別表1だとほとんど、この35点のケースであれば30点から35点の中には収まるパターンが多いので、配点の見直しは今後考えても良いのかなと思います。

○委員 でも、逆に考えると、別表1のところで差がつくというか、別表1の点数が低いような業者は、ちょっと遠慮願いたいというニュアンスはあると思いますね。

○委員 なので、资格条件としてこれを持っている人じゃないと駄目ですという、これを100点満点のうちに入れてしまうと、差が出づらいということです。

○企画調整課 考え方によっては、これは100点満点なのですが、別に100点満点である必要はないので、極端な話、150点でも良いわけで、選べる根拠とそのウェイトをどうするかというのは、今後検討したいと思います。

○委員長 要は、まず町としてこういう提案をしてほしいというのがあって、それと1番合致している業者を選定するということですよ。個人的には、あくまで個人的な意見ですけど、そうすべきかなという気がしますね。こういったのがありますが、どうぞというのではなくて、こういった点数付けというか、こちらが望むプロポーザルをしてくれるかどうかというのを1番のメインにして、次に金額どうなんだという、というような発想があっても良いのかなと。

5番は結果的に1者しか応募がなかったわけで、25ページの随意契約理由書の最後の段落で「最優秀提案者に決定した〇〇〇」とありますが、1者しかないのに最優秀もないだろうという気がちょっとするのですけれどね。そういったものも含めて、どうなのかなというところはちょっと。今後そういったところも、やり方として工夫してみたいかという気持ちはあります。あと、何か皆さんからございますか。

○委員 ちょっと形式的な話なのですがすけれども、各業者にこの3,410万という数字でやってくれという提示を出しているわけですよね。それと比較して、最初の設計金額というのを見ると3,375万という数字があるのですが、この設計金額は最初の提示の金額とは違うのですか。設計金額というのはどこから出てきたのですか。

○企画調整課 すいません。設計当初、平成28年度は消費税8%、平成29年度が10%を想定していましたが、10%の話が先送りになり、結果的に表の金額になりました。当初の設計書を添付していますので、その段階ではこの金額になっていたということです。

○委員 消費税の違いだけということですね。

○企画調整課 予定価格は直した……（「そうです」の声あり）消費税を直しました。2ヶ年も8%に直しています。

○委員 わかりました。

○委員 コンサル会社に頼むと、例えば、松島町の計画もほかの全国のどこも皆似たような、コンサル会社ですからいろんな情報があるので、そういうのに形を整えてやるような、昔はあったと思うのですけれども、やっぱり町としてどうするかというか、この業務はあくまでも町民の意向なりを吸い上げて、それでもって町としてこういうのを作るといふことだと思ふので、そして、その作業をコンサルにお願いするといふことなので、手順というかそういう業務をちゃんと理解し、効率良く、あるいは町民の意見を聞く独自のやり方を提案してくるとか、何かそういうのが反映されるような評価表にしたら良いのかなと思います。そういった面で同じようなことがあれば、今後、その辺を検討していただければと思います。

○委員長 プロポーザルは、まだまだ議論しきれない点もあるかと思いますが、本日は時間が足りないので、今回はまず、こういった方法で評価点を出していることが確認できたので。私と〇〇〇委員の意見は、町としてどうしたいか、そして、それに合わせた評価というものを検討したらいかかというものだったと思うので、その辺のことを考慮し、活かしていただければと思います。ありがとうございました。

6番、財務課ですね。これは指名競争入札で、内容変更があったと。96%の高落札率だったということで、この辺を中心にご説明をお願いします。

○財務課 財28委第114号自然公園他草刈等業務委託になります。財政班で所管しております5箇所の草刈になります。

指名業者につきましては、町内にあります造園業者4者を指名しております。通常、草刈ですと、シルバー人材センターも含めて発注することもあるのですが、シルバー人材センターか

ら以前より、高所や急斜面などの作業は高齢者にとって危険が伴うので、控えたいというお話をいただいておりますので、今回は町内の造園業者4者に発注という形をとらせていただいております。

高落札になった原因としましては、労務単価等の上昇がありまして、そういったものが影響しているのかなと感じております。

変更内容につきましては、先程工事のところでもありましたが、台風により作業区域内で倒木があり、草刈とあわせて倒木の処理も業者をお願いしました。その費用を増額しております。急斜面ということもありまして、作業にあたり、高所作業車を使用する必要があったことから、若干率が高い変更になりました。

○委員長 工事の②と同じという感じですね。

○財務課 はい。そうですね。

○委員長 わかりました。ありがとうございます。何かご質問等ありますか。

○委員 指名競争入札を選択した根拠となる規則はどれですか。

○財務課 指名競争入札をした理由……

○委員長 いや、一般競争入札にしない理由……

○委員 一般競争入札にせず、指名競争入札にした理由です。

○財務課 内規で、先程もほかの業務でありましたが、200万以上は一般競争入札にするという形をとっているのですが、200万未満なので、町内業者を対象に指名競争入札という形をとらせていただきました。

○委員 ああ、なるほど。200万未満だということですね。わかりました。

○委員長 よろしいですか。はい、ありがとうございました。

次の7番は随意契約。落札率100%ですね。これは〇〇〇という会社でしょうか、一般の営利企業だと思うのですが、これが随意契約で100%。なぜそうなったのかという理由について説明をお願いします。

○健康長寿課 本事業についてご説明申し上げます。健28委第153号心の疲労・メンタルヘルス検査業務委託でございます。これにつきましては、自殺対策緊急強化事業の一環で、住民健診において検査機器を用いて心の疲労・メンタルヘルスの検査を行う事業となります。

この検査機器を取り扱ってこの検査を実施している会社が、県内では〇〇〇1者となります。相手方が限定されるものでございますので、1者随契としました。

○委員長 1者しかないのということ。何かご意見ございますか。

○委員 この会社1者しかやってないということなのですからけれども、何かこれは理由があるのでしょうかね。こういう検査自体が、技術的に確立された有効性の高いものであれば、もっとほかにも参入業者が出てきても良さそうなものだと思いますが、何かそもそも、この様な検査を導入しようということの兼ね合いで、ちょっとその辺がどうなっているのか教えていただきたいですね。

○健康長寿課 疲労度を測る方法というのは、これまでアンケート用紙等を用いまして、主観的な評価というもので行われてきた経緯がありますが、自分で感じることでできない体調の変化というのを客観的に疲労度測定できる方法がないかということで、脳の反応時間を測定する方法とか、自律神経のバランスを測定する方法とか、血液検査で測定する方法とか、たくさん研究されてきていますが、その中で、この自律神経機能検査というのが、交感神経と副交感神経のバランスを評価するというもので、両方の指を測定器に入れて測定し、検査時間が問診と合わせて1人10分以内という、短時間で済むことから、医療機器としても利用実績があるということで、こちらの導入に至ったというものです。そもそも、厚生労働省の疲労研究班で、この自律神経機能による検査というものが長らく研究されてきたということです。

○健康長寿課 脈波と言いますか、心臓の拍動と共に心電図と同じように電波計で測定できるものです。それをアンケート調査とあわせて行います。松島町では、平成24年度から取り入れております。

○委員長 何かこういったものというのは、厚労省からね、こういったものも大事になってきているから、調査すべきだというのがあって、それで県がね、じゃあどんな感じでやるかって。まあ、優良な検査をやろうと思えばいろいろあると思うので、優先順位とかあって、こうやって1者しかないということは、まだこの検査というのは、あまり全国的に優先順位が低いのかな、もしかして。もし優先順位が高くて、いろんな自治体から発注が来るぞとなれば、業者さんたちもいっぱい出てきて競争になるのかなと思うのですけれども。そういった観点からはどうですかね。

○健康長寿課 東日本大震災を契機に、100%補助メニューとして、主に避難者とか被災者を対象に進められている事業でして……

○委員長 いや、だから、業者さんが限られているから……（「そうなのですね」の声あり）そんなに大きく伸びないぞということで、新規参入が少ないのかなということでしょうかね。はい、わかりました。

○委員 この事業そのものは、国の補助でやるわけですか。

○健康長寿課 100%宮城県の補助でやっております。

○委員 であれば、県からこの方法が推奨されたのか、それとも、これを補助の対象にするから、ぜひやってみたらとかね、そういう話でこの方法が採用されたのかどうか。

○健康長寿課 県からではなく、仙台市とか沿岸部の市町村、被災の大きかったところから、この様なものがあるよという情報提供が……

○委員 やっていると。

○健康長寿課 そうですね。東日本大震災で大規模な被災、また、こういう内容ですということ、県の補助対象を認めていただいていますので。

○委員 当然OKだったでしょうね。

○委員長 はい、わかりました。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

あと4件、急ぎましょう。

○委員 こういった検査結果の証明といますか、確認が難しいですよ。

○委員 そうですよ。

○委員 1者しかやってない……

○委員長 もともとメンタルですからね。

8番目、産業観光課。これは随契で、一応3者から見積を取ったということでしょうかね。

落札率がちょっと97%と高かった。それから、契約変更があったということです。その辺の随意契約となった理由、それから契約変更の内容、これらを中心にご説明をお願いします。

○産業観光課 こちらの業務につきまして、担当者より説明させます。

○産業観光課 西行戻しの松公園は桜の名所でありまして、開花時期やゴールデンウィークなど、駐車場自体はすぐ近くにあるのですが、それにもかかわらず違法駐車をする車両が後を絶たず、霞ヶ浦地区住民の生活道路を塞ぎ多大な迷惑となりまして、また著しく安全を損なうという観点から、観光客や車両の安全確保における誘導処置、また不特定の通行者や一般通行車両の安全確認に伴う処置のために、交通誘導なり整理を行う業務として、松島町に警備業務で入札参加資格登録している業者のうち、これまで履行又は指名の実績がある3者を選定しまして、随意契約としております。

落札率の件は97%、契約相手は〇〇〇となっております。

そして、契約変更についてですが、当初は4月8日以降の土日の7日間、9日10日、16・17日、23・24日、30日の休日のみに警備をつけることで予定をしていたのですが、4月12日から17日、桜の開花時期に観光客がこちらが想定した以上に集中しまして、その

部分につきまして、4月12日以降の12・13・14・15日の4日間について警備員の人数と日数を増しまして、当初7日間14人で計上していた部分を、10日間の22人で実施したことにより、その分の増となっております。

○委員長 はい、わかりました。桜の開花、当初の契約自体が4月8日というのは何か早過ぎませんかね。桜は、だって、それ以降ですよ。

○産業観光課 ですが、実際には4月7日が仙台市の桜の開花時期でして、大体そこから1週間前後しないうちに、こちらの桜の花が咲き始めるということで、かなりギリギリのタイミングでの発注となっております。

○委員長 わかりました。これは自然現象に基づく、もうしようがないということですかね。何か質問ございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

9番目も産業観光課ですね。これは公募型プロポーザル。あまり残り時間がなくて、評価の方法ですか、これも聞きたいということで事前をお願いしていたかと思うのですが、先程、評価方法等を聞きまして、評点をつけてやっていますよと。こちらでも評価、審査の点数をつけて、そこで一番高かった業者を指名して、見積を取っているの、その金額でということですかね。よろしいでしょうか。

○産業観光課 はい、そうでございます。

○委員長 これは77点ですかね。何か先程のところは全部80点以上でしたが、ここはどれも低いですね。1位でも77点。

○委員 評価配点表が違いますね。

○委員長 あっ、違いますか。

○産業観光課 はい。

○委員 技術者がいないですね。企画だけですね。

○委員長 そうですね。

○産業観光課 基礎点みたいなのが、ほかの案件には存在しますが、うちは企画のみでの提案として、我々の意に合った仕事をしていただけるかどうかというのを、その中で選定しました。

○委員長 前の案件では、やっぱり町としてこういう提案をしてほしいというのがあり、それとどれだけ近いかといった観点から評価をしたらいかがですかという意見がありましたが、そういう意味では、この案件ではちょっと違うのですかね、今のお話だと。まさしくこちらのよう、まずはこういった提案をしてほしいというのがあるって、それと一番合致するというか、そういう業者さんを選んだということなのですかね。

- 産業観光課 はい。
- 委員長 そうですか。
- 委員 鉄道が絡んでみたいな感じですかね。
- 産業観光課 「松島」というブランド化されたイメージにプラスアルファ、リブランディングということで、再生するという意味を加えていますから、これまでと違った魅力を皆さんから、検討委員会を設けておりますが、そこでワークショップを開いて意見を出してもらおうと。まだ成果は上がっていませんが、2月にその成果を踏まえて、シンポジウムを開く予定としております。
- 委員長 皆さん、何か質問ありますか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。あと2件、建設課ね。
- 10番と11番が建設班ですね。
- 建設課 11番は復興班です。
- 委員長 すいません。では、建設班から。随意契約となった理由、そのところだけご説明お願いします。
- 建設課 10番になります。事業名が建28委第014号町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事施工監理業務委託になります。こちらにつきましては、東日本大震災で被災しまして、国の査定を受け災害復旧事業として取り組む町道松島・磯崎線、あと、その道路上にあります松島大橋の架け替え工事に伴う施工監理業務になります。
- 随契理由としましては、本体工事の、特に橋ですが、橋長が80メートルということで、松島町の中では一番長い橋になりますが、軟弱地盤のほか、いろいろな現場条件もあり、高度な技術を要するということで、この橋の設計に携わり精通している、〇〇〇と随契させていただいたものであります。
- 委員長 この〇〇〇は、国の外郭団体と言ったらあれですけど、そういうものですかね。（「はい」の声あり）もともとその後の監理といいますか、設計監理を請け負っているということで、当初建設の段階から国の事業といいますか、補助事業ですかね、それで成り立ってきて、その流れの中で随契により決定したということよろしいでしょうか、かいつまんで言うと。（「はい」の声あり）何か質問ございますか。よろしいですか。はい、結構です。ありがとうございます。
- 建設課 次は復興班です。
- 委員長 はい。これについては、入札方法としては良いかなと。ただ、内容変更があったよう

です。60万ほどの増額ですが、再入札をしなくても良いのか。それから、その内容変更の合理性はあるかというところを中心に説明をお願いします。

○建設課 復27委第324号銭神大浜地区境界復元測量業務委託です。事業場所が、宮城郡松島町手樽字銭神外地内です。

概要ですが、漁業集落防災機能強化工事の完了に伴いまして、用地の境界を復元する必要がありますことから実施したのになります。地区がいくつかに分かれているのですが、早期に完了した工区を先行して行いました。

変更理由ですが、地域住民から早期に住宅再建したいという要望がございましたので、それに伴いまして、当初設計の精査とあわせまして、杭の本数を調整し、変更増として対応したのになります。

以上です。

○委員長 変更の内容……

○建設課 変更の内容ですが、境界復元の基本杭を打つ業務になりますので、そちら当初設計の本数はあったのですが、その後、地域住民から住宅再建を早期にしたいから打ってほしいという話がありましたので、当初設計の本数を精査し調整しまして、変更増としたものであります。

○委員長 当初の20%でしたっけ、目安となる基準。その範囲内……

○建設課 30%です。

○委員長 30%以内であれば、変更できますよというやつですか。（「はい」の声あり）その範囲内であるということですか。（「はい」の声あり）何か質問ございますか。

○委員 県内に本店又は支店若しくは営業所を置く業者は、5者だけですか。

○建設課 いや、それ以上ございますが、今回は指名競争入札で、設計額が200万未満ですので、指名競争入札でも発注できるということで、5者を選んで、今回は5者ですけども、入札を行いました。

○委員 なるほど。

○委員 これは測量関係がメインですか。

○建設課 そうですね。

○委員 測量関係ですと、落札率が50%付近に集中するような状況が多く見られますが……

○建設課 杭打ち作業がメインなので、人件費のみではなく……

○委員 ああ、そうか。

○委員長 なるほど。

○建設課 設計みたいに机上で行う内業ではなく、外で行う外業が多いので、高くなったと考えられます。

○委員 それでは、比較的この業務に強い5者を選定したという、そういう感じですか。

○建設課 これは震災復興事業でございます。この地区では、平成24年度より宮城県の事業、松島町の事業、ほか様々な団体の復興事業がございまして、国土地理院から示された基準となる座標で、皆さん設計とか調査を行っております。それら関連の業者を全て集めた形でございます。

○委員 そうですか。

○委員長 ちゃんと合理性があるということね、指名した業者に。（「はい」の声あり）わかりました。あと、何かありますか。よろしいですか。どうもありがとうございます。

すみません、時間が押してしまっ。じゃ、引き続きもう5、6分ぐらいで。

見積活用方式について、事務局から、今後この見積活用方式を利用した入札をやっていききたいという提案がありまして、事前に資料が配付されておりましたが、要は通常の入札ではなくて、見積を出させて、その見積の中で一番低いところを、平たく言うのですね、採用しようということで。ただ個人的には、資料をざっと見た感じだと、入札不調を回避するためには有効な手段であろうとは思いますが、業者の言いなりの金額だし、談合を助長することにならないか懸念されます。この辺について、もしかしたら〇〇〇委員が詳しいことをご存じなのではないかということ、ご意見を伺いたいと思います。

○委員 東日本大震災以降の入札は、不調不落が多いですね。そこで、何らかの対策をしなければというのは、間違いのないと思います。そういった中で、随意契約と並んで見積活用方式を考えましょうというのは、しょうがない流れだと思います。

その一方で、見積活用方式は業者との癒着とか、場合によっては価格が高どまりするとか、競争性が失われるとか、そういう可能性、リスクもあります。ですから、手続の透明性といいますか、どういう時に見積活用方式を用いるのかというのをはっきりさせることが必要だと思います。言わば、緊急事態として見積活用方式を使うんだと。長期的にやるのは危険だと思います。

○委員長 ちなみに、近隣の導入状況はどうか。国はやっている。じゃあ、宮城県や県内自治体はどうか。事前に事務局へ確認したところ、仙台市はやっているが、宮城県及び仙台市以外の市町村は、やっていないみたいだというお話がありましたが、変わらないですか。

○事務局 変わらないです。

- 委員長 はい。だから、逆に言うと、ではなぜ、県はやらないんだという気もしますが、何かやらない理由みたいなものがあるのではないかと。そうであれば、なぜやらないのかと。そして、松島町でやるとすれば、県がやらない理由に該当しないというのですかね、そういったのがないのかなと、個人的には思いますけど。
- 委員 宮城県は2回不調になったら随意契約しています。その際に、見積というか、積算根拠を示したうえでの随意契約なんです。実質的には、見積活用方式と同じになります。全体の金額だけだとわかりませんが、中身を提示させて、つまり、ここの部分で資材価格が上がっているとか、労務単価が上がっているとか、そういう根拠を提示させて随契約する。それをチェックして、なるほど、この見積は不合理ではないということが確認できれば、問題ないわけですね。
- 委員長 なるほど。そうとなると、今までのやり方でできるから、あえてこちらの新しい方式でやると、またあれですね、スケジュールも決めなければならないから。
- 委員 そうです。つまり、既に宮城県は、積算根拠を示す形での入札を導入しているわけですね。ですから、その延長線上で考えると、それほど大きく制度を変えなくても対応できるとというのが現状だと思いますね。
- 委員長 なるほど。皆さん、何か意見等ございますでしょうか。
- 委員 いや、私も全くそのとおりでと思います。根拠が示されていて、何が高いのかというところさえ確認できていれば、今までのやり方でも良いのかなと。今のお話を伺って、宮城県が導入しない理由ですか、なるほどという感じがします。
- 委員長 あるいは、〇〇〇委員から、期限を決めてですか、導入するにしても、町として導入したいのであれば、それを未来永劫ではなくて、例えば1年間だったら1年間これでやってみると。あと、その様子を見てまた次にどうするかということを決めるとか、そうやって期限を決めたほうが良いではないかというご意見でしたけれども、それに対して皆さんどうですか。
- 事務局 すいません。松島町としては、導入していく方向で考えているというのではなく、水道事業所で、実際にこれを使って落札まで至ったという案件がございまして、その際に、見積活用方式を使って歩掛とか、要するに、積算の根拠となる人工とかを業者の見積活用方式を使って、それに替えて再積算をして、その価格で落札したことになるのですが、その時に、宮城県から示されている標準歩掛よりも高い金額で、例えば、人数がふえていたり、機械の稼働時間がふえていたりする、ただ単に、この工種でいくらですといった見積の取り方ではなくて、細かい部分、人数とか機械の損料とか、そういうのも全て業者の見積でやるというのは、方式

としてありますが、その妥当性を町で判断することが難しい、見積による業者の歩掛の細かいところまでは、ちょっと判断が難しいと言いますか、どの様にして判断したら良いのか、ちょっとわからない……

実際、関連した質問が議会で出たのですが、その際に、この数字は正しいと根拠をもって言えないと、そういう場合、どうしたら良いのかということで、今回……

○委員長 となると、制度運用のことではなくて……

○事務局 はい。そうなってくると、結局、業者の言い値になってしまうので。単純に見積を取って、その金を当てはめているというのではなく、本当に細かい、県で示している標準歩掛の様なものを町で勝手にいじったりして、再積算するのは、ちょっと、どの様にして整合性がとれるのかなど。難しいのではないかというのが、町の考えですが、実際、国等でもやっている例があるので、もし委員の中でご存じの方がいらっしゃったら、意見を伺えたらなと思っております。

○委員 よろしいですか。

○委員長 あっ、すいません。○○○委員が所用のため、ここで退出……

○委員 すいません。帰り支度をしながらで申し訳ありませんが、まとめと言ったらあれですけど、入札参加資格の地域要件について、この規則等のファイルによると、2枚めくったところの備考欄に「本店又は支店若しくは営業所を有する者」とありますよね。審議した案件のうち、「本店のみ」という案件が1件ありましたが、地域要件は「本店、支店、営業所」で統一したほうが良いのではないかと思います。

それから、もう1つ。この条件に従って入札を行っていて、そういう意味では、きちっと執行されていると思いますが、この表に基づいて入札を行った際に、本当にそれで競争性が確保されているのかという気がします。一定期間ごとに見直す仕組みがあっても良いのではないかと思います。例えば、経済状況が変化した際に、この条件に基づいて発注したら、競争者が4者や5者しかいないということになると、やはり問題ですので、理想を言えば20者以上ですけど、概ね10者以上というのが確保できる条件設定ですね。この地域要件で競争性を確保できないということであれば、広げるといった見直しを。毎年は無理でしょうけど、3年とか5年に1回とする様な形を考えても良いのではないかと思いますね。

はい、以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 それでは、すいませんが。

○事務局 お忙しいところ、ありがとうございます。

○委員 お先に失礼します。

○委員長 では、〇〇〇委員、ご意見を。

○委員 大臣官房とか地方整備局とか、ちょっと調べるといろんなところで、農政局とかいろんなところで、この方式を採用していて、いろんなマニュアルがあるみたいですが、それを見ると、設計価格と実勢価格の間に乖離が生じて、不調不落になった工事を対象にするということと、見積活用方式を対象とする具体的な項目があるわけですよ。全部が全部見積を取って、その業者の言うとおりにやるというわけではないみたいです。何々工事とか、その工種に限って見積を取ってやるという。実勢価格と設計価格の乖離が生じている何らかの理由があるのでしょうかから、それに限って見積活用方式を使用してやるということをきちんと整理しなくちゃならないのかなど。共通仮設費もそうですよね。なかなか現場の実態を把握できないような費用があって、それはどこにも載っていないと。歩掛にも何も載ってない、積み上げするのも難しいというものに限って、採用するということなので、かなり限定的にやらなくちゃならないのかなというのが1つ。

あと、不調不落になる要因は、先程からのお話でいろいろ考えられますよね。価格が急に上がって、それが最新の単価に反映されていない場合、現場の実態が共通仮設費に反映されにくい場合、工期の問題とか、いろんな要因があって不調不落になると思います。その辺の要因をきちんと把握したうえで、見積活用方式を採用する部分はこの部分なのかということを確認に理由付けするというか、やるとしたらね、そういうことをちゃんと整理して説明できるような形にする必要があるのかなと思いました。

○委員 すいません。ちょっと基本的なことかもしれませんが、その段取りの話ですけど、通常は積算して予定価格を出して、それから入札公告をするわけですよね。（「はい」の声あり）この方式は、積算しないで入札するのですか。それとも、積算はしたうえで見積を出させて、それで予定価格を更に調整するという、そういった流れになるのですか。

○委員長 どちらでしょう。

○事務局 見積を取って、その見積を使って人工とかそういう基礎となる単価を決めて、もう1回積算し直す。設計書の細かいところに採用していく方式になります。

○委員 今までどおり最初に積算はしたうえで……

○事務局 そうです。業者の単価を採用して積算し直すイメージになります、あくまでもその部分だけですが。恐らく各業者で使用している率とかは違うと思いますので。

○委員 従来なら、設計組む段階で、例えば、単価表にないとか、歩掛にない特殊なやつは、前もって業者から見積を取って、それでもって設計に組み入れてやってたけれど、この方式の場合は、わからないまま公告してしまって、それで見積書を出させて、その見積を設計のわからない部分に反映させる形になるわけです。そして、入札すると。入札の手続中に見積書を出させる手続を入れるイメージでいましたが、違うのですか。

○事務局 1回やってみて……

○委員 普通に1回やるのですよね。

○事務局 普通にやって駄目な場合……

○委員 普通にやって乖離した場合には、その業者が出した見積を使ってもう1回積算し直して、これでどうだという形でやる感じですよ。

○事務局 ただその際に、見積金額の妥当性についてヒアリングをしたり、平均を採用したりとか、いくつか方法があるのですが、最終的にはヒアリングをして、例えば、設計では、機械をこの位でみているけれども、業者さんはこの位でみていて乖離している。では、業者さんの金額は妥当なのですかという、その判断が、正直ちょっとこちらとしては判断しづらいというのもありますし、それから、人数についても、県の共通歩掛だと5人でみているのに対して、いや、10人じゃないとできないと。その10人というのは妥当なのかどうかというのを、判断するのも難しい。それを使って再積算し予定価格を設定して、また公告を出して募集し、入札する方式になるのですけれども、実際、それを根拠に積算するのがちょっと妥当なのかどうかと、ヒアリングして判断できないのではないかと、正直ちょっと難しいのではないかと。そもそも町レベルとしては。

○委員長 だとすれば、要は予定価格だって本当にそれは単なる予定であって、例えば、請負う業者にだって元請があって孫請けがあって、あるいはもっと下にひ孫だったりいっぱいあったりして、そういった人と自分は直にやってるよというのであれば、単価が違って来るわけで、設計事務所だって、立派な設計事務所と、今ちょっと人手が余っているから、うちは人件費だけ確保できれば良いからという事務所と、どれを使っているかによって価格が違って来るわけです。そういう個々の事情を反映したものが、価格としてあらわれてくるわけだから、請負った側で責任さえ取ってくれば、安いところで良いと思いますね。

もし不調不落が続いているとすれば、では、どうするのって。要は、金額が安いから請ける人がいないんだよ。であれば、下がるまで待つか、それとも何が何でも期限が決まっているから、少々高くても契約せざるを得ないかということ町として決めて、随意契約するにしても、

見積書を出させて、その中で1番安いのにする。もうそれしかないのでは。

予定価格自体を見積価格にしても意味がないというのでしょうか、そんな気がしますけれども。それぞれ個々の事情を反映しているわけですよ、実際の落札価格というのは。予定価格と比べたとしても、ある部分は上回っているけど、ある部分は下回っている、その結果下回っているということだろうと思いますけどね。

○委員 私もインターネットで調べた限りでは、東北農政局のマニュアルを見ると、根拠資料というのは、業者が出すやつね、下請けとか協力会社から、事前に同じようなことをやった場合の契約書なりを、要するに、下請けからも契約書なり、あるいはそこから取った見積書なり、それで実際にやりますよみたいなものが、根拠資料となる様です。

そう考えると、事前に見積を取って設計を組んで、それで入札するのと、見積活用方式とで何が違うかという、入札の手続の中で、一発でそれをやってしまうというのがこの見積活用方式かなと、その違いかなと思いますけど。

だから、何て言うかな、そこをきちっと間違いないようにすれば、これは1つの方法として、いろいろなところでマニュアルを出してやっているみたいですし、良いと思いますよ。ただ問題は、落札しなかった、不調になった理由というのは、いろんな要因があると思うので、それをきちっと、どこの部分その要因になっているのかというのをまず把握するというのが先なのだろうなと思います、具体的に。それは共通仮設の部分だったり、工期だったりするかもしれないし、ただ単に単価が急騰しているのであれば、後でスライドでやるという方法もあるのでしょうか、いろんなやり方の中で、これをやらなくちゃならないという部分をきちっと説明できるようにしておけば良いのかなと思います。

○委員 技術的なところはわかりませんが、要は、談合とかそういう不正が行われる可能性をどれだけ排除できるかという話だと思います。今までだと、適正価格を役所が決めて、適正価格にどれだけ企業努力でここから下げられるかという勝負だったわけでしたが、今後、仮に談合とか最悪のことを考えれば、この適正価格を、業界の話し合いでこれを更に上げることが可能になってくるということもある中で、そういう事態を、要するに、不正が行われる余地をより高くするということは一般論としては言えると思うので、だから、どうしてもこれを入れなければならない必要があるとすれば、先程〇〇〇委員がおっしゃったように、適用する場面をできるだけ限定するとか、客観的にそのものを上げざるを得ない客観的情勢があることが明らかかな場合とか、何か限定しないと、危険性というのは上がってきてしまうかなという感じはありますので、そこをどう考えるかということなのだろうと思います。

○委員 前に仙台市で不調に終わった入札の多くが、例えば、構造物の補修工事とかで、もう既に皆さんもご存じだと思いますけど、新しいものを作る時の単価と、ものを直す時の単価が全然違って、新しいものを作る時はちゃんと基礎から順番にやっていきますが、補修する場合は、足場をまた別に作っていくので、いつもの単価よりも、本当に作業条件が悪くて、いろいろとお金が掛かってきたりするので、そこら辺が今の積算に反映されているのかというところが、確認する必要があると思うのです。

○委員 役所の基準が、経済情勢とか技術の進歩について、リアルタイムについていけないという部分を補完するために利用するというのは、あり得るのでしょうかでも、逆に、そういうものについていく努力もプラスアルファで役所の中でもしていくという前提で補完的に用いるというのであれば、やむを得ないのかなと思います。

○委員 ただ、少なくとも松島町としては、自分達で積算した金額と業者の出してきた金額の違いで、ちゃんと人件費なのか材料費なのか機械関係なのか、そこのお金のバランスですね、ちゃんと見て、どれがふえてるのかというところで、ふえてるものに対して、根拠資料をきちっと出してもらって、自分達でヒアリングなり、それに加えて追加の資料を出してもらうなりをして、確認しているということが大事だと思いますね。

それをやったうえで判断する。あとはもう、緊急性とかいろいろあると思うので。要するに、この期間中にやらないと橋が落ちるとなれば、何が何でもやらなきゃ駄目ですし、ですから、そういう緊急性も含めて、あとはもう判断という形で私は良いと思いますよ。

○委員長 私も基本的にはそうですね。だから、それでもやるのかやらないのかということですから、原則は、高ければやらないということなのだろうと思って、あとは緊急性が高いといった突発的な理由でやらざるを得ないと。それについては、じゃあ今度は1者ではなくて、複数者から見積を取って、事前にとったのがあるかもしれないけれども、その中で1番安いのに決めたと。説明できませんから、それが適正な価格なのかどうか。もう、やらざるを得ないということであれば。

あとは、その乖離幅がどの程度なのか、そういったことも含めて、実質的に判断して決めざるを得ない。ちょっと例えが良いか悪いかわからないけども、〇〇〇さんが今の豊洲の問題についてそう判断したのだからみたいな、そういったことでやると個人攻撃されてしまうので、誰でも嫌がると思うのです。これは客観的な基準があって、それで決めたのだから判断じゃないよと言いたい側面があるのかなと、議会にしても町にしても。でも、判断の部分はどうしようもないので、そこはどうしても出てくるので……

○委員 外に対して説明できるだろうかですね。

○委員長 そうです。そうなのです。そこは随意契約であっても、合理的な理由があればよろしいのではないのでしょうか。

○事務局 普段使っている方式ではないから、みんな「何だ」というところが多分入ってるのだらう思います。ただ単に金額の違いだけで、じゃあ数量を減らしてみてもか、普通の見積の取り方とはまた違って、本当にその平米あたりでこの作業をするにはいくらという、平米あたりの単価を出すために、さらにその下の下のやつをいじる方式になってくるから、ちょっと難しいなという……

○委員長 あまり、ねえ……何か……やって、メリットがあるのであれば、これは素晴らしい方式だと、様々な面からあれば良いけれども、大してね。これを採用すると、形式的な説明が楽だからといった理由であれば、採用する意味がないような気がしますけどね。

いずれにしてもこれは、我々委員会が、これはやるべきだ、やっちゃいけないと決める問題ではないので、ただ我々としては、こういったところが心配ですねという、あとは町の判断で、導入するならする。そして、するのであれば、先程〇〇〇委員がおっしゃったように、ずっとではなく期限を決めて、ちゃんとそのメリットとデメリットを再検討してやる。あるいは、案件についてかなり限定してやると。いずれの場合であっても、それはなぜそういう方式を採用したのか、どうしてそういうルールにしたのかということ、誰から聞かれてもちゃんと答えられるように、整理してやれば良いのではないのでしょうかというのが結論かと思います。それでよろしいでしょうかね。

○事務局 はい、わかりました。

○委員長 本日の議題としては、ちょっと長くなってすいません。以上ですが、あと何かございますか。

○委員 すいません。指名停止一覧表を見ますと、道路会社が多い気がしますが、何か原因があるのですか。

○事務局 これは東日本高速道路の談合の件です。大手企業は全てリストアップされてます。

○委員 わかりました。

○委員長 あと、よろしいでしょうか。

では、お疲れ様でした。

○事務局 皆様、長時間お疲れ様でした。

以上をもちまして、入札監視委員会を終了します。ありがとうございました。
